

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	第5回川西市障害者施策推進協議会		
事務局 (担当課)	健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課 内線(2666)		
開催日時	平成26年11月26日(水)午後1時11分～午後2時35分		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員 (敬称略)	菅原会長、梅沢副会長、津田委員、秋山委員、森寺委員、福西委員、中谷委員、田口委員、鬼島委員、片峰委員	
	その他	(欠席委員)植田委員、寺田委員、竹本委員、今村委員、鮫島委員	
	事務局	岡本福祉推進室長、福丸障害福祉課長、木山障害福祉課長補佐	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 協議事項 第6次川西市障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画(素案)について 3. その他 4. 閉会		
会議結果	別紙のとおり		

## 審 議 経 過

(開 会 午後1時11分)

会 長 (開会宣言、委員出欠報告 5名欠席)

それでは本日の「協議事項」に移る。

「第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)(素案)」についてである。事務局の説明を求める。

事務局 それでは、「第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)(素案)」について説明させていただく。まず、「第4回川西市障害者施策推進協議会資料正誤表」をご覧ください。前回の協議会でお配りした資料に誤りがあったので、訂正させていただく。

資料1の3枚目「(3)福祉施設から一般就労への移行等 就労移行支援事業の利用者数」である。前回お配りした資料では、平成25年度末の基準値を20人、平成29年度末の目標値を32人と記載していたが、数値の解釈が誤っており、正しくは、平成25年度末の基準値が9人、平成29年度末の目標値が15人である。

次に、資料2の12ページである。「福祉作業所りんどう」の定員だが、20人と記載していたが、正しくは25人である。また、13ページの「ドリーム丸の内2」の所在地と定員の記載が誤っており、正しくは、所在地が、「丸の内町3-11 ウィルパレスANE206、306」、定員が5人である。

また、72ページだが、先ほどの資料1と同じ内容の訂正であり、就労移行支援事業の利用者数について、正しくは、平成25年度末の基準値が9人、平成29年度末の目標値が15人である。

以上、資料の訂正をお願いします。

また、前回の協議会でご質問のあった、「はんしん自立の家ショートステイ事業」の利用定員について、1人分とお答えしたが、正しくは4人分の居室を確保している。お詫びして訂正する。

続いて、昨日開催された「障がい者自立支援協議会」において計画素案を提示し、ご意見を頂戴しているので、主な意見を紹介する。

まず1点目、障害者差別解消法に関するご意見、ご質問である。計画素案には52ページと66ページに障害者差別解消法に関する記載があるが、この中で「障がいを理由とする不当な差別的取扱い」という表現ががわかりにくいのではないかとご意見をいただいている。この表現については、法律中に記載されている表現であり、これに代わる表現は難しいので記述はこのままにさせていただきたいと考えている。

また、差別の内容について、具体的にどういったものが差別に当たるのかという質問もいただいた。国では、差別とは個別的な要素が非常に多いということで、一律にどういった行為が差別に該当するのかといったことを具体的に法律で規定するのは難しいとして、今後の裁判例や事例を積み重ねていく中で、法律に定義を盛り込むかどうか検討するとしている。

次に、障がいがあるという理由で入店を断られたという例示を申し上げたところ、そういった場合にはどういった対応があるのかというご質問。また、グループホームの開設に反対する意見があった場合、これも差別に当たるのではないかとご意見をいただいた。回答として

## 審 議 経 過

は、さきの入店拒否の場合は、民間事業所を担当する官庁が助言や指導、勧告をすることが可能となっている。また、グループホームの開設に対する反対に関しては、個人として反対することについては、個人の思想信条を法律で制限することはできない旨をお答えした。

2点目として、グループホームの推進や地域生活支援拠点についてのご質問である。計画素案では46ページの「共同生活援助事業の実施」になる。現在、グループホームの借り上げに対して初期経費の補助制度があり、来年度以降も継続していきたいと考えているが、借り上げではなく、建築あるいは購入でグループホームを運営する方が安定的な運営ができるということで、そういったことへの支援の考え方といったご質問をいただいている。前回の施策推進協議会でも同様のご質問をいただいたが、今のところ、市単独で物件の取得や建築に対する補助制度は考えていないが、国庫補助で社会福祉施設整備補助があるので、そういったものを活用していただきたい旨と、新たに開設するグループホームを地域生活支援拠点として位置づける場合には、先ほど申した国庫補助を優先的に採択するという方針を国が示しているので、その補助金が採択されるよう市としても協力していきたいという説明をさせていただいた。

それから3点目として、成年後見制度の「法人後見に対する支援の検討」についての質問をいただいた。計画素案では52ページに記載している。具体的にどのような支援を考えているのかということで、市としては、今後自立支援協議会などの場でどういう支援のあり方が良いのか検討いただきたいと考えているが、この法人後見に対する支援についても国の補助制度を活用することとしており、国では、こういったことに対して支援してはどうかという例を示している。例えば、法人後見を実施しようとしている法人の職員に対する研修や、困難な案件を受けた場合に専門の弁護士等に相談できる体制を整備するために要する費用に対する補助などで、基本的にはそういったことが考えられる旨をご説明した。

次に、「居場所づくりへの支援」についての質問で、計画素案では66ページに記載しているが、具体的な補助金の額と実績についての質問で、現在1か所に対して年間50万円を補助している旨をご説明した。

その他、いくつか高齢者施策との関連等のご質問をいただいたが、具体的に計画書の記述の内容について、ここをこのように変えてはどうかといったご意見は特になく、計画に掲げている施策内容がどういったものか、あるいは今後どのように施策を進めていくのかといった観点での質問が中心であった。

以上が昨日開催された障がい者自立支援協議会での主な協議内容である。

それでは、お手元に配付している計画の抜粋の資料をご覧ください。前回の協議会でいただいたご意見や、欠席された委員から別途提出されたご意見を踏まえ、一部計画の記述を変更しているので、変更内容を説明させていただく。なお、下線を付したところが記述を変更した箇所である。

まず、資料の3ページ、「2. 計画の位置づけ」をご覧ください。計画を策定する法令の根拠に関する記載と市が策定する他の計画との関係に関する記載を分離し、「(1) 法令の根拠」、「(2) 関連する計画との関係」として記載している。次の4ページに關係する他の計画との

## 審 議 経 過

関連を図示している。「第5次川西市総合計画」が一番上位の計画で、これを具体化していくため、行政分野別に様々な計画があり、福祉においては、「第4期川西市地域福祉計画」が総括的な計画になる。その中の障がい福祉の分野にかかる計画が、今回皆様にご協議いただいている「第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)」になる。これに関連する計画として、高齢者福祉の分野の計画や保健の分野の計画がある。また、児童福祉の分野に関する計画との関連もあるので、相互に調和や整合を図りながらこの計画を策定、推進していきたいと考えている。また、大きな枠の外に記載しているが、国の「障害者基本計画」、県の「ひょうご障害者福祉プラン」があり、それぞれ、国が定めている障がい者施策に関する基本計画と、同様に県の障がい者福祉に関する基本的な計画となっている。国が大きな枠組みを示し、県と市がそれぞれの具体的な施策分野の計画を定めるといった関係にある。そういった関係を図示したページを1ページ挿入している。

その下の「3. 計画の期間」をご覧いただきたい。計画の期間に変更はないが、「計画の推進状況は、障がい者のニーズ把握等を通じ、毎年度点検、評価し、必要と認められる場合は、計画の見直しを行うこととします。」との記述を追記している。障害者総合支援法に基づく「第4期障がい福祉計画」では、厚生労働大臣が定める基本指針により、毎年度実績を把握し、必要と認められる場合は計画の見直しを行う旨を計画に定めることとされているため、70ページの「3. 達成状況の点検及び評価」の項目を設け、その旨を記述しているが、障害者基本法に基づく計画にはこうした記述はしていなかった。

しかし、全体的な計画についても、障がい者のニーズ等を継続的に把握することを通じて実績や推進状況を点検していく必要があるとのご意見をいただき、こうした記述を追加させていただいた。ニーズ把握には様々な方法が考えられると思うが、前々回の協議会で、従来実施していた障がい者団体のワークショップについて、より効果的な方法を検討して、改めて来年度以降に実施するかどうか検討していく旨をご説明したが、こうしたワークショップもニーズ把握の一つの手法ではないかと思う。これに限定しているわけではないが、ニーズ把握の方法についても検討させていただきたいと考えている。

続いて、66ページ、「3. 福祉コミュニティ、福祉ネットワークの形成」の中で、地域における障がいのある人の居場所づくりに関する記述である。市の独自施策として、こういった居場所を運営する方に対し、経費の一部を補助する施策を行っており、今後も拡大していきたい旨をご説明したが、より積極的に位置づけるという意味では、市独自の補助制度を実施する理由や背景、ニーズの部分も含めて計画に記載する必要があるのではないかとのご意見をいただいた。そこで、アンケート結果を引用し、障がいのある人の地域との関わりに対する考えや地域との交流について望むことについての記述の追加し、そうしたニーズがある一方、つきあいの程度が3年前より減っているという回答が半数を上回っている現状にあることから、一層、地域との交流を進めていくための支援が必要であるといった構成で記述している。

最後に77ページである。これは皆様からのご意見を受けた修正ではないが、「第4期障がい福祉計画」のサービスごとの過去3年間の実績と今後3年間の見込み量を記載している箇所で、

## 審 議 経 過

「短期入所」について、従来、「福祉型」と「医療型」を分けて計上していなかったが、つい先日、国から「障害福祉計画の策定に関するQ & A」が示され、「福祉型」と「医療型」はそれぞれニーズが異なるため、第4期の計画では、分けて見込み量を設定することとされたので、今回、分けて記載させていただいている。なお、入所施設やグループホームといった福祉施設でのショートステイを「福祉型」、病院や診療所、介護老人施設でのショートステイを「医療型」といい、常時医療が必要な人は一般の福祉施設では受け入れできないので、医療機関でショートステイしていただくことになるが、利用者が限定されているため、計画期間各年度の見込み量は今年度の見込み量と同じ数値としている。

以上が、前回お示した計画素案から記述を修正した部分である。

それともう一点、前回の協議会で市役所での職員採用に関するご意見をいただいた。素案の58ページで、「必要に応じて身体障がい者のみを対象とする採用試験を実施する」という記述について、身体障がい者に限定していることに対する疑義であったが、前回の協議会では、現段階ではこういった記述しかできないが、採用担当の職員課とも協議する旨お答えした。その後、職員課との協議を進めているが、まだ、この限定を外す旨を計画に記載することについて調整が整っていないのが現状である。今後とも引き続き、協議、調整を進めるが、今回の計画の記述はこのままとさせていただきたいと考えている。なお、この中でも、「また、障がい者の公務職場での採用に関し、障がい者の能力に適合する職種や雇用形態などについて関係部署との検討を一層深め、職場の拡大に努める」と記述しており、ここでは障がい種別について特定していないので、この中には知的障がいや精神障がいの方も含まれると考えている。そういったことをご理解願いたい。

事務局からの説明は以上である。

会 長 多岐にわたっているので、まず今の説明でわからなかった、あるいは聞き漏らしたところから始めて、ご意見はそのあとにさせていただきたいと思う。

委 員 ページがわからなかったので、短期入所の医療型ともう一つ何かあった分は素案の何ページか。

事務局 前回お配りした素案では75ページから76ページにかけて記載している。75ページに短期入所のサービスを説明した記載があり、76ページに短期入所の1か月あたりの過去3年間の実績と今後3年間の見込み数値を記載している。本日お配りした資料では、77ページに「医療型」と「福祉型」を分けた見込み数値を記載するとともに、76ページに簡単な説明を追記している。

会 長 他にないか。今までの説明についてわからなかったこと、聞き漏らしたことがなければ全体の質問でも結構である。

委 員 どのタイミングで質問すればいいのかわからないが、そもそもの話になってしまうが、計画の6ページ、川西市の平成13年度から25年度までの障害者手帳所持者数は、近隣自治体と比べて多いのか少ないのか。

事務局 具体的に近隣自治体と割合を比較したことはないが、一般的に障がいのある方は

## 審 議 経 過

概ね5%程度いらっしゃると言われている。本市でも概ね4.87%となっている。これは身体障がい、知的障がい、精神障がいすべて合わせた数字であり、特に高い低いといったことはないと思う。

委員 1級から6級まであって、その詳細までとなるとなかなか難しいと思うが、平均より少ないくらいだということだが、その中で川西市の障がい者の施設のボリュームは、他市並みに整備されているのか。

事務局 率直に申し上げて、全般的に不足している。特に、宝塚市や伊丹市と比べるとかなり少ないのが現状である。しかし、最近急増している障害児通所支援 児童発達支援や放課後等デイサービスといった事業所については、特に他市と比べて少ないということはない。

委員 少ない中で川西市の障がい者に対する計画が進められていくわけだが、今回新規で国から目標が設定されているが、6割増であたりいろんな数値目標が設定されているが、そのあたりを見ていると、国が言っているからこうしているというように見える。他市も目標設定は、同じように国から言われたように設定されているのか。

事務局 他市の計画書も最終段階のものは拝見していないが、途中段階のものでは基本的には国が言っている基本指針に基づいた目標設定をされている。

委員 川西市としてどう障がい者を守っていくかという計画だと思う。そういった中で、川西市が不足していることはこれから拡充していかないといけないし、そういった意味を踏まえて国がこうだからそれに並行してではなく、しっかりとオンリーワンのまちづくりを謳っている川西市としてどうやって川西市は特色を出して障がい者を支えていくのか。今回に関しては大きく変更できないが、今後は特色を出していただきたいと思う。

会長 事務局は今の質問に対して、国の方針もあわせて答弁願いたい。市の方針、国の方針をあわせて。

事務局 国が示している、厚生労働大臣の定める基本指針は「則すべき基準」と法律上位置づけられており、よほどの理由がない限り従わなければならないものと認識している。したがって、非常に高い目標値になっており、達成への道は容易ではないと思うが、さまざまな施策を組み合わせながら目標を達成できるよう努力していきたい。

会長 今の質問と答弁だが、結局、国は地域を巻き込んで、それぞれの行政も巻き込んでみんなでカバーしていこうという国の大きな方針が出ているので、そういう方向に向かってこの内容もご検討いただければありがたいと思う。

委員 宝塚市と伊丹市のどっちに住んだらいいのか。宝塚には、私財を出して施設を建てた方がおられる。それは本当に立派な、駐車場も大きいし建物も4つも5つもある。宝塚市ではそういう施設があるが、川西市でもそういう寄付をいただけるようなお金持ちはおられないか。

事務局 寄付をいただければ大変ありがたいことだが、今のところそういった話は聞いていない。

会長 川西市にはお金がないから地域がどうカバーしていくかと、みんなで支えあうかという仕組みをこれから作っていききたいというのが我々の願いでもあるし、また我々社協としてはそう

## 審 議 経 過

いう方向でみんなの力を吸収して、地域というのは自治会もコミュニティも老人会も子ども会もいろいろなものが集まって、それぞれの立場で支援しあうのが一番国の方針に合う方向だと思う。だから行政で施設を作って、そこに集めてということじゃないと。なるべく地域で力を合わせてやって欲しいというのが国の大きな方針で、その方向にどう我々が対応するのかということが、この計画の冊子には表れていると思う。そういう観点からどうか。

委員 先ほどの質問と似ているが、川西養護学校の児童生徒の様子は、かなり前からの重度重複障がいに加え、医療的なケアを必要とする子どもも、特に小学部などで増えている。数年前に比べれば、やはり人数的には増えている。子どもが成長して卒業した後も、そういう医療的なケアが受けられる施設、ひまわり荘さんとハピネスさん、そういうところもあるが、どうしても定員というのがあって、時と場合によって難しいという時があって、そういうところへ行ったら、先ほども言ったが、国や自治体に頼るのではないが、民間あるいは半官半民でもできるだけそういう事業所が開きやすいよう、そういう条件を整えていただけるとありがたい。

会長 結局自立支援ということの行きつく先はやっぱり就労支援をどうするかというのが一番大きな課題になってくると思う。今ご指摘があったように、最終的には自立というのは就労につながってくるということである。ただ、地域で就労をどうするかということもある。地域で本当に就労支援ができるのかということもあるが、それは知恵を出し合って、そういう訓練をして、社会に順応できるような能力を身に着けるということも大きな支援になると思う。そういう意味だと思うが、事務局はどうか。

事務局 いつも事業所の参入ということについてご質問をいただいて、なかなか決め手がないというお答えをさせていただくが、さまざまな条件があるのだと思う。おそらく事業所ができれば、運営という部分については、楽ではないと思うが、報酬が得られるような制度は近年整ってきているのではないかと考えている。やはり、最初の事業所を開設するための初期投資の部分の壁が厚いのではないかと考えている。本来そういうところに何らかの支援が出来れば事業所の参入もより進むのではないかとと思うが、この部分がやはり一番難しいところで、用地の問題や、補助金という形で出すにしても一定の財源が必要になってくる。そういった部分でなかなか思い切った策を打ち出すことができなくなっている。どうしても小粒な施策の積み重ねになってしまうが、そうした施策の組み合わせや、先般から申し上げているが、障害福祉サービスの報酬単価を決める地域区分というものがあり、地域の物価水準を反映して単価に差がつけられているが、この地域区分が今まで川西市は近隣市より低かったが、来年度から伊丹市と同じ区分に引き上げられることになっているので、この部分も周知を図りながら事業所の参入を促していきたいと考えている。

会長 関西学院大学で勉強会があって、それは、国が各自治体に対して求めている、生活困窮者支援のことで、その資料を読んでいると、いろいろ論理というか理屈は出ているが、例えば専門家を交えて協議してとか、あるいは相談事業をどうするとか、あるいは地域でそういう場所を作れとか言うが、実際の問題として、弁護士やお医者さんをそういうところに呼んで来て、いろいろとやってもらうのにタダでできるのかという裏付けは全くない。それから、そういう施策

## 審 議 経 過

をしなさいと言っているが、スタッフが集まって協議したりいろんな対策を練る場所もない。そういうことが全部抜けている。あちこちで勉強会をやっているが、どれを見てもそういう具体策が抜けている。こんなことでいいのかと。弁護士や医者など専門家やいろんな人を集めて推進しなさいという理論は結構だが、じゃあどうやってやるのか。人件費もいるだろうし、場所もいるだろうし、あるいはそういう人材　たとえば、就労支援にしても、地域で、あるいは市で就労支援をするにしてもそれなりの教育をしないとできないと思う。職安の職員ではないのだから、鉄工所からコンピュータからずっと就労支援しなさいと言われてもそれは難しい。結局は人材を養成して、その人たちが働くということになるが、それがすばっと抜けている。まだ上っ面を走っているということである。

これは、国の方針、市の方針、すべてカバーしてよくできた計画だなと感心しているが、我々はそういうことにならないよう、これを一步一步でも前進させていきたいと思っている。みなさんのご意見をいただきたいと思うが、いかがか。

委員　意見を伺っていて、行政単位で考える時ともう少し広域で考えることがあるはずで、数値目標と実際のサービスの提供の数値とが相当ずれていたりする。ということは、利用者の方たちは、川西市に住んでいる方はどこのサービス事業所を利用しているのかとか、川西市の施設もいろんなところから来てサービスを受けているので、広域的でなくてはいけない。事業所の参入も、たぶん川西市の人でなければ事業所を開設できないわけではなく、もう少し広域で事業への参入を促していく必要がある。

それから、どういう人たちが担い手になるかということ、一つは事業所に就職した社会福祉の専門家の人たちが力をつけて独立していくようなイメージが一つ。それからもう一つが、市民が元気を出して何かやってみようという人たち。そう考えると、最初の方で言うと、社会福祉の担い手の若い人が育っているかどうかということを見ていかなければならないのではないかと。これも川西市だけで考えていくのはちょっと限界があるだろう。それが一つ。

それから市民を育てるという部分である。これはみんなで助け合うのが重要というコンセプトで動いているのが、現代的な課題を見据えている方針だとは思うが、そのための資源をどうしていくのかということ。これまででこういった取り組みがあって、その先にこういったことを見据えていくのかを考えていくときに、町内会など既存の仕組みの中での活性化が図られていて成果も出ているということのをこれまでの協議会でもみせていただいたが、もう少し全体的なことを考えた時には、旧来型の地域組織と新しい市民の　例えばNPOなど、そういったところが様々な自発的な活動を作っていくという部分をどういうふうな形で整合させていながら、みんな一緒に伸びていくかというイメージになると思う。その担い手が、中間支援組織という言い方があると思うが、川西市は多分ないと思うが、この辺だと宝塚市とか箕面市が有名だが、そういった市民を育てていく民間の組織があるのかなのか、なさそうだと見ているが、これも広域で協力しながらやっていくものだという感じがする。

今回の計画とは全く別の問題ではあるが、今後の計画の進め方としては、川西市独自ということももちろん必要だが、もう少し広域に視点を広げながら、どういう資源が利用可能なのか、

## 審 議 経 過

その資源をどう上手く活用していくと計画がより充実していくのかという見方をしていく必要があるだろうと感じた。

会 長 今、指摘があったように広域で考えることが一つ重要なことではないかと、それから人材育成についての考え方を。

事務局 広域の取り組みとしては、兵庫県でも現在同じように障害福祉計画の策定をされている。その中で、圏域福祉計画というのがある。圏域というのは阪神北県民局の管内で、3年間の計画を策定している。策定に当たっては、各管内の市町の課題や意見の調査があって、川西市も既に回答したところだが、そういった県の計画の中にも川西市が抱えている課題等をしっかりと位置づけていただき、広域的な解決を進めていただけるよう取り組んでいきたいと思っている。

会 長 社協においては、今、指摘があったように、広く手を携えて連携しながらということで、宝塚市とか西宮市とか伊丹市と情報交換をしながら連携を深めていこうという活動をやっている。我々民間の、地域の方もそういう方向で動いて、いろんな情報や施設、アイデアの共有をしながらという方向にいくので、行政の方も広くネットを作っていただきたいと思う。

他にないか。

委 員 前回、アンケートを見せていただき、一般市民の方からガイドヘルパー講座などの資格取得につながる講座があれば参加したいという方が、大体28%位の割合だったと思う。実際、私は兵庫県のガイドヘルパー養成講座で学生対象の講座を開催するお手伝いをさせていただいているが、助成金なんかをいただきながらすれば、もともと県からお金をいただいていたが、県のお金が切れたので助成金をいただいて丸々それだけでやっている。なので、市のお金はなしでいけると思うが、本代なのかテキスト代なのかでだいたい4600円で講座をしているが、知的障がい者だけに限られる講座になっている。ただ、講師が8名くらい、私やハピネスの職員も講師で行っているが、こういった講師を集めることに労力があるので、市の方が主に立っていただいて、当然川西市内にガイドヘルパーの事業所はたくさんあるので、そちらの事業所から講師を招くといった提案をしていただければ、今はヘルパーが足りないし、特に男性ヘルパーがないので男性利用者のガイドに出られないといった実情があるので、そういった部分を工夫していただき、次回の計画に挙げていただければというのが一点。

利用者のアンケートで、これもハピネスの方だが、65歳になられて当然介護保険に移られるが、知的障がいはあるがしっかりした方で、デイサービスに行くと逆に浮いてしまい、その方を受け入れてもらえないということがある。当然65歳以上なのでシルバーのデイサービスだろうとなるが本人も馴染まない、周りも受け入れにくいという実情がある。そうであれば、今、実際この方はハピネスに実費で来られている。それをこれからだんだん高齢化になってきて、全体を市の負担でというのは難しいと思うが、うちが介護保険の認定を受けてしまうという形で、広く介護保険も受けるとなるととてもじゃないくらいキャパも広がるので、こういった方に限っては介護保険を使ってこういう施設が使えるとか、いろんな柔軟い案で横の流れで連携が取れたり、利用者のニーズに合わせたサービスの提供ができればいいと思っている。なかなか難し

## 審 議 経 過

いことが山積みだと思うが検討していただければと思う。

事務局 ガイドヘルパーについては、ご指摘のとおりだと思っており、市としてできることがあればさせていただきたいと考えているので、またご意見をいただければと思う。

それから、65歳以上の方の介護保険への移行ということだが、これは非常に難しい問題だと思っている。全体として障がい福祉の資源が少ない中で、本来介護保険でサービスを受けることのできる方が、引き続き障がい福祉の資源を使い続けることは、確かに本人にとってはその方が良いということは理解できるが、その反面、新しい方がその資源を使うことができないということで非常に悩ましく思っている。今後、機会をとらえ、介護保険制度と障害福祉サービスとのあり方をきちんと整理してもらいたいということを含め、国などに要望していきたいと考えている。

委員 保育所等訪問支援だが、前回、小学生までの支援はあるが中学生以上には支援がないということで、やはり中学生以上の方も、発達障がいの方もたくさん増えており、また個々のタイプも違うので、一人ひとり支援していかないといけないということもある。また、中学生になると思春期になって、担当する先生もなかなか直で支援を受けたいけれども相談が出来なくて、適切な支援が受けられないために本人が不利益になるという面があるので、やはり早急に中学生以上の方も利用できる体制づくりをお願いしたい。

事務局 川西市では川西さくら園が保育所等訪問支援を担うことになっている。対象者の範囲をどこまでにするかということは、前回の協議会でご答えしたとおり決定していないが、川西さくら園が担うという点から言うと、これまでの経験を活かすことができるのは小学生くらいまでではないか。中学生や高校生となると今まで川西さくら園では扱っていない方々になるので、難しいだろうと考えている。

ただ、保育所等訪問支援は個別給付なので、川西市の方は必ず川西さくら園の支援を受けなければならないということではなく、他市の事業所で、比較的高い年齢のお子さんを支援できる事業所があれば、そちらと契約して支援を受けていただくことも制度上は可能である。川西市ですぐに全年齢層を対象にできるかどうかは難しい面があるが、他市の資源で利用できるものがあれば、利用していただくという形でやっていきたいと思っている。

委員 前回の計画に比べると、今回の計画はすごく具体的でわかりやすく出来ていると感心した。今、障がい者に求められている地域とのつながりも計画に盛り込まれていると思っ

て感心した。

委員 私は障がいを持つ子の親として、将来的に自分の息子が働く場所を作って欲しいと思うので、NPO法人を立ち上げるか、自分で会社を自営して働かせるかということを勉強し始めたところである。やはり、NPO法人を立ち上げたところで、自分の子どもが稼げる給料はしれている。まして、うちの子は軽度な知的障がいなので、おそらく年金も出ない。そうすると、将来的に自営にしても、私が生きている間にできるかどうかかわからないし、全部を自分でできるというのは難しい。兄がいて、本人は弟をみるつもりでいるようだが、それも確定ではない。障がいを持っている子の親はやはり、将来、子どもに何か残せたらとか、それをどうやって作っていい

## 審 議 経 過

たらしいのか、株式会社にした方がいいのかなど、いろいろ考えていると思うが、そういうことを、いろんな資料がパッと出てくるとか、ちょっと聞いたら、いつまでにやったらこういう制度が利用できるよとか、そういうことがすぐ分かるような、どこに聞いたらいいかもわからないし、インターネットで検索して調べるくらいなので具体的な案はないが、親は自分の老後がやはり一番心配なので、そういう子どもたちが、将来的に自立できるような、就労だけではなく、自分で手に職を持って働ける場所があるとか、なにかそういう将来できることがあればいいな、そんな川西市になって欲しいと思う。

会 長 自立を考えているが、まだどこに相談したらいいか分からないと。多少不安がありながら、そういうことを考えているということである。事務局、今の意見に対して何かありますか。自立支援について。

事務局 相談支援が今後重要になってくると思っており、国もそういう背景があるからこそ、計画相談支援ということで、すべてのサービス利用者に対して計画を作って、その計画に基づいてサービスを使っていただくと。すなわちこれは、誰でも相談支援事業所といつでも相談できるような状況をつくっていくということを理想としているのではないかと考えている。相談支援事業所の整備が十分にできていない途上の状況ではあるが、これも段階的に拡充していくと考えているので、将来的には相談しやすい環境が整備されていくのではないかと考えている。

委 員 川西市内には資源が不足しているということは、計画相談をしながら感じているところだが、特に日中活動の場 就労継続支援B型や生活介護が大変不足している。したがって、現在もかなり広域に及んで、遠くは神戸市や大阪府であるとか、そういったところまで通所していただいている。ただ、川西市には他市にはない通園費の助成制度があるので、そのあたりは大変助けられている。もちろん、地域で日中活動を行えるのがベストな状況だと思うので、来年から地域区分の見直しということもあるので、市外の法人等にも積極的に働きかけて、そういったものを誘致できたらと思う。

先ほども言っておられたが、ケアマネジャーの皆さんとよく話しあいをさせていただくが、やはり高齢の障がい者の方の働く場、そういったものが必要ではないかと考えている。やはり高齢者のデイサービスとなると一番若い方で80歳といったこともあって、かなりのギャップがあるので、なかなか馴染めないという実態もある。ハビネスさんにそれをお願いするのは無理なので、やはりそういった器も含めて整備できたという思いを持っている。なかなか法的な部分で難しいと思うが。

会 長 結局、時間の問題である。時間がない。本当に作業所に来ているのか、デイサービスに来ているのかわからない、年齢がそこまで来ている。これがどんどん増えてくる。そういうことに対する基本的な考え方を我々は持たないといけないと思う。

委 員 生活弱者 子どもであったり高齢者、その中で障がい者の方も大変生活に困っている方がおられるなかで、その方々がより安心して生活できるかということに取り組んでいかないといけない。やはり、その中でも財源が必要になってくるなかで、生産年齢人口も減っていくなかで、限られた財源を有効に活用していかなければならない現状を踏まえて、市で行える施

## 審 議 経 過

策も限界があるのかなと思う。今回、新規施策も増えたが、何か新規が増えるということはなにか手薄になる部分も出てくると思うが、そういうことはなくしていただきたいというのが要望である。新規の方をしっかりと拡充していくのはもちろんだが、やはりそういったなかで、今の部署だけに言うことではないが、困っている方が優先的に幸せに生活できる環境整備が使命だと思っているので、しっかりと市議会の方からも行政に訴えていきたいと思う。

会 長 心強い議会の応援をよろしく願います。

委 員 26ページに「障がい者と接する機会について」とあるが、私は初めて福祉委員会に入って、一昨年加茂小地区で聞いたら、ほとんどの方が障がい者がどこにおられるか分からない。福祉委員さんが地域の障がい者を分からないのは、調べようがないからである。といって、福祉委員さんだったら民生委員さんを通じて大体のことは把握できていると思ってしまう。何が言いたいかといえば、結局居場所づくり、やっぱり閉じこもっている人を、一人でも多くの人が出て来ていただけるように地域の人がもっと働きかけてほしいと思う。自治会とか福祉委員さんとか、福祉委員は社協で自治会は市が担当だと思うが、もっと指導していただいて、いくらでも知っている人はいると思う。それを少しでも声をかけていただいて、出てくるように働きかけていただいたらもっとありがたい。

会 長 私はいつも言っているが、助けて欲しいという言葉はいつでもどこでも誰でも言える社会や環境、これがないから、信頼関係がないから、私はこれは出来るけど、これは出来ないというのがなかなか言えない。はっきりと、これは出来るけどこれは出来ないから助けてほしいと言える社会環境を作るのが我々の責務だが、なかなかそういうところが個人情報とか、あるいはプライバシーとかいろいろな絡みで、あるいはそれを理由にしてというようなこともあるので、そのところは、社協としても大きな仕事だが、そういう人がどこでも助けてほしいと、あるいは言われる人を多くつくっていききたいと思う。

委 員 今回出していただいた改訂版で、4ページのところに障がい福祉計画の位置づけが図示してあり、大変わかりやすい図で、こういう広がりの中でこの協議会があるということを改めて認識できた。これは大事なことだと思う。というのは、最初からずっと言われているが、地域でいるんな立場とともに生きていくという状況を作ろうとすると、障がい福祉計画だけの話ではなくて、特に地域福祉計画の中でどんな具体的な方針なり財の配分がなされていくかということは興味を惹かれてくるところで、それと関連しての計画だということを改めて認識して、もうちょっと勉強しないといけないと思った。この協議会に行政が示すものだけを見て、出席していたのでは見えないことが多くあると改めて感じた。

会 長 その他、これだけは聞いておきたいということなどがあれば。

委 員 やはり、川西市では作業所等の施設が本当に不足している。少し前に、伊丹市並みに報酬も上がるということで、川西市としてはどういった形で事業所等にPRや周知の努力をしているのか。

事務局 団体の方からの要望をいただいた時にも同様の話をお伺いして、先ほども別の委員からもあったが、個別具体的にどこにということはないが、お声がけできるような法人があれば、

## 審 議 経 過

市外の法人に対してのお声がけもしていきたいと思っているし、まだ具体的にお話しできる段階ではないが、地域生活支援拠点の整備というのが今回の計画の目標にも上がっているが、この整備にあたって法人を公募するというのも選択肢としてはあり得ると考えている。

会 長 他にご意見もないようなので、「第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)(素案)について」の協議は、以上で終わる。

以上で、本日の協議事項はすべて終わった。次に、「その他」だが、事務局から今後の予定について報告させる。

事務局 長時間にわたり、さまざまなご意見をいただき感謝する。この計画自体が市の施策を網羅的、概括的に記載したもので、いただいたご要望を具体的に計画に反映するというのがなかなか難しい面もあり、十分皆様の意に沿う形になっていない点もあると思うが、いただいたご意見を十分反映して計画を進めていきたいと考えている。

今後の予定だが、本日、計画素案の修正内容をお示したが、来月、この内容を市議会に提示し、全議員が出席する議員協議会においてご意見をいただく予定としている。その後、約1か月間、パブリックコメントということで一般市民の皆様には計画書の素案を見ていただいてご意見をいただく期間を設ける。議会やパブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、計画素案に修正を加え、もう一度議会へ提示し、計画案を確定していく予定である。

次回の本協議会は、概ね2月ごろに開催していただき、議会やパブリックコメントでいただいた意見の内容や、それを踏まえて修正を加えた計画の内容をご報告する。日程は、改めて文書でお知らせする。

会 長 以上で、本日予定していた議事は、すべて終了した。

これをもって、第5回川西市障害者施策推進協議会を閉会する。

(閉 会 午後2時35分)